

10 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 介護職員の員数が基準に満たない場合	注 個別機能訓練加算	注 医療機関連携加算	注 障害者等支援加算	注 委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行われる場合
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 ( 179 単位)	×70/100		1日につき +12単位	1月につき +80単位		
	要支援2 ( 308 単位)						
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 55単位)		×70/100				1日につき +20単位	・介護予防訪問系及び介護予防通所系サービス (訪問介護系・通所介護系サービスを除く) 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100 (介護予防通所介護等の選択的サービス(運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上)の加算が可能) ・介護予防福祉用具貸与 介護予防の福祉用具貸与と同様 ・訪問介護系サービス 介護予防訪問介護の基本部分の報酬単位の 90/100 ・通所介護系サービス 介護予防通所介護の基本部分の報酬単位の 90/100 ※ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度額を限度とする。
ハ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)							
		(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)					
		(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)					
ニ サービス提供体制強化加算							
		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)					
		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)					
		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)					
		(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)					
ホ 介護職員処遇改善加算							
		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×61/1000)				注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計	
		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×34/1000)					
		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)					
		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)					

※ 限度額 要支援1 5,003単位  
要支援2 10,473単位

11 介護予防福祉用具貸与費

基本部分	注 特別地域介護予防福祉用具貸与加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
車いす 車いす付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品 床ずれ防止用具 体位変換器 手すり スロープ 歩行器 歩行補助つえ 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト 自動排泄処理装置	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の100/100を限度)	交通費に相当する額の2/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の2/3を限度)	交通費に相当する額の1/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の1/3を限度)

： 特別地域介護予防福祉用具貸与加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)